

キャリア・コンサルティング出欠管理について

受講者が出席すべきもの（入校式、キャリア・コンサルティング、就職支援等）は、訓練時間の算定対象外であっても、出席管理の対象（就職率の算定対象）となっています。

なお、受講者本人の希望によるもの等計画外のキャリア・コンサルティングや就職支援といったものは出席管理の対象外となります。

ある受講者がキャリア・コンサルティングを計画していた日に欠席し、別の日に振り替えて実施する場合の出席管理について

日別計画表では1支給単位期間期間内に2日キャリア・コンサルティングの日が設定されており、いずれか1日受講となっている。定められた日を欠席するが、同一支給単位期間の別の日に受講。

⇒⇒キャリア・コンサルティングは個人単位で行うものであり、日程の調整・変更により対応することも許容できると考えられる為、受講者が日別計画表に定められたキャリア・コンサルティングの日を欠席したとしても、訓練実施施設と当該受講者の間で欠席した分を近接した別の日に振り替えて行い、当該受講者が出席した場合は、その日をもって出席として取り扱うことが可能です。

※ 但し、キャリア・コンサルティングの振り替えが出来る別の日は、日別計画表に定められたキャリア・コンサルティングの日と同一の支給単位期間（訓練開始日または各月において、その日に応答する日から各翌月の開始応当日の前日まで）内の日のみであること。

欠席した同一支給単位期間内でなく、次の支給単位期間で受講した場合、欠席をした日を振り替えることは出来ず、欠席の扱いとなります。

支給対象期間 10/15～1/14 の場合		
①支給単位期間 キャリア① 11/5 実施 10/15	②支給単位期間 キャリア② 12/5 実施 11/15	③支給単位期間 キャリア③ 1/5 実施 12/15
(11/6～14)	(12/6～14)	(1/6～14)
×欠席 ○出席 ↑ 振替	×欠席	

同一単位期間内に振り替えられず、次の単位期間でキャリア③を受講した場合、12/5は「×欠席」となる。

同一単位期間内に振り替えて受講した場合、一旦「×欠席」とした11/5をキャリア①実施後に「○出席」に修正する。訓練実施日以外の日に振替を行った場合は、当日を「○出席」とし、個人単位で訓練日数が増えることも考えられる。